

# 中小企業共通 EDI 標準仕様書 (初版)

平成30(2018)年3月  
業種の垣根を越えたデータ連携システム整備のための委員会

本文書は平成28年度補正予算「経営力向上・IT基盤整備事業(次世代企業間データ連携調査事業)」において、中小企業共通EDI(国連CEFACT標準準拠)に関する標準仕様書として作成された。

はじめに

企業間の受発注業務を含むデータ連携については、FAX・電話等によりやり取りされているか、情報化されていても複数の独自システムが構築されるなどにより業種の垣根を越えたデータ連携システムが存在しないことから、次のような問題が生じている。

- ・取引先ごとにシステムが異なるため、多画面（多システム）を使用しなければならず手間がかかる問題
- ・取引形態の変化に応じて新たなシステム投資が必要となる問題
- ・上記の結果として、例えば受発注業務において、銀行口座への送受金の情報と受発注の情報が別のシステムで動いていて連携できないためこれを手動でひも付ける作業をしなければならない上に、過去の受発注の情報が散逸してデータが蓄積されず当該ビッグデータを経営に利活用できていない問題

このような問題を解決することによって、中小企業の生産性をより一層向上させることが期待できる。

このため、中小企業庁は平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）（以下、「本事業」という。）において業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会（以下、「整備委員会」という。）を立ち上げ、業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様、データ連携システムを用いて企業にデータ連携サービスを提供するサービスプロバイダーの要件等に係る調査を実施し、企業の業務の効率化及び業務情報の利活用を可能にする情報基盤の整備を図ることとした。

本事業における業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様については、本事業の受託事業者である特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の提案による国連CEFACT国際EDI標準準拠の「中小企業共通EDI仕様v3.1」を原案とし、当該案に基づき実施した業種・地域の異なる12件の実証プロジェクトの成果を反映するとともに、本事業の成果が事業終了後においても活用され、普及することによって中小企業の生産性をより一層向上させるという本事業の目的を踏まえ、より多くの関係者、とくに受発注システムを利用する企業、受発注システムを開発・提供する企業、業界標準システムを開発・提供する業界団体等の意見を採り入れるために平成29年（2017年）12月11日から平成30年（2018年）1月10日までの間、パブリックコメントを求めた。パブリックコメントの結果を踏まえた「中小企業共通EDI標準(案)」を整備委員会において審議し、「中小企業共通EDI標準(初版)」として取りまとめ公表することとした。

業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会  
整備委員（順不同）

【委員】

岡田 浩一	明治大学 教授 <委員長><普及部会長>
岩瀬 守	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部経営支援企画課長
田代 秀一	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）国際標準推進センター長
小松 靖直	日本商工会議所 情報化推進部長
青山 淳	全国商工会連合会 組織運営部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 事務局長・政策推進部長
松島 桂樹	ロボット革命イニシアティブ協議会（RRI）中堅・中企業 AG 委員会 主査
西岡 靖之	一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ（IVI）理事長
続橋 聡	一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部長
小木曾 稔	一般社団法人新経済連盟 事務局（政策統括）
常山 勝彦	一般社団法人日本 IT 団体連盟 政策委員
水谷 学	一般社団法人日本コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）筆頭副会長
田原 幸朗	一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）理事
萩原 隆	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）インターネットトラストセンター 副センター長
山口 省藏	日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 副センター長
鈴木 孝太郎	一般社団法人全国銀行協会 三菱東京 UFJ 銀行 事務企画部次長
坂本 真人	一般財団法人流通システム開発センター 主任研究員
遠城 秀和	国連 CEFACT バリデーション領域コーディネータ ISO TC6 セキュリティおよび意味情報データモデル 委員
菅又 久直	ビジネスインフラ研究所 所長 <技術部会長>
川内 晟宏	プロセス経営研究所 代表 <実証プロジェクト部会長>
藤野 裕司	株式会社データ・アプリケーション エグゼクティブコンサルタント
廣門 伸治	電化皮膜工業株式会社 マネージャー
市村 弘一	市村酸素株式会社 専務取締役

【オブザーバー】

一般社団法人全国銀行協会  
一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会（JAFIC）  
金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室  
経済産業省経済産業政策局産業資金課  
経済産業省製造産業局総務課  
経済産業省商務情報政策局情報処理振興課  
中小企業庁金融課

【途中退任】

伊藤 博紀 一般社団法人全国銀行協会 三井住友銀行 事務統括部（会長行室）

【事務局】

特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会

## 目次

1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について .....	1
1. 1. EDI フレームワーク .....	1
1. 2. 中小企業共通 EDI 標準構成文書概要と適用範囲 .....	2
1. 3. 中小企業共通 EDI 標準と業界横断 EDI 仕様との関係 .....	3
2. 相互連携性仕様の考え方 .....	3
2. 1. 相互連携性仕様の必要性 .....	3
2. 2. 相互連携性仕様の前提条件 .....	4
3. 相互連携性仕様 .....	5
3. 1. 対象ドメイン .....	5
3. 2. 対象取引プロセス .....	5
3. 3. 相互連携性仕様の対象情報項目 .....	5
4. 相互連携性仕様の拡張方針 .....	6
4. 1. 相互連携性仕様の拡張・維持管理方針 .....	6
中小企業共通 EDI 標準 相互連携性情報項目表 .....	7

## 1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について

### 1. 1. EDI フレームワーク

EDI フレームワークは次世代電子商取引推進協議会（ECOM）において図 1.1 により定義されている<sup>1</sup>。

企業間の情報交換（以下、「EDI」という。）は、企業間で合意した「業務連携」（サプライチェーン取引プロセス）において、合意された「業務情報」（メッセージ）を、合意された「情報表現方式」（メッセージフォーマット）で、合意された「運用手順」（ビジネスルール）に従い、合意された「電文搬送方式」（EDI 通信プロトコル）の上で行われるとされている。これらの各要素は独立しており、利用に際しては多様な組み合わせで実装されている。

一部の大手業界では「業務情報」、「情報表現」について EDI 情報項目の業界仕様が策定され、合意のための協議の簡略化を図っている。「電文搬送」については国際 EDI 通信標準としてすでに提供されている複数の仕様から選択し、これらを取りまとめて業界 EDI 標準を制定している。

これに対し「業務連携」、「運用手順」は当事者間の協議に任されていた。この協議は取引する関係企業各社の社内業務システム、および固有取引手順の整合が必要であり、このために長時間の調整が必要であった。

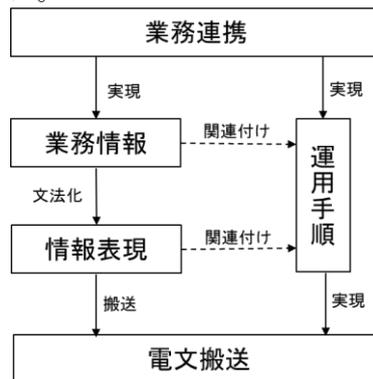


図 1.1. EDI フレームワーク

しかし、中小企業が EDI 導入のために割くことが可能な資源は限られており、中小企業がこれらの仕様を理解し、発注者と受注者が協議して接続条件を合意することは困難である。中小企業へ EDI を普及するためには取引当事者間の協議を最小限にする手段の提供が必要である。

中小企業共通 EDI 標準はこれら課題の解消を目的として制定された。

<sup>1</sup> 出所：次世代電子商取引推進協議会「平成 19 年度 情報共有基盤整備報告書」  
<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004273>

## 1. 2. 中小企業共通 EDI 標準構成文書概要と適用範囲

中小企業共通 EDI 標準（初版）は下記の文書で構成される。

- 中小企業共通 EDI 標準（初版）の構成文書
  - ① 中小企業共通 EDI 標準仕様書（初版）
  - ② 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン（参考資料）
  - ③ 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン（参考資料）

また、EDI フレームワークにおける中小企業共通 EDI 標準の適用範囲を図 1.2. に示す。

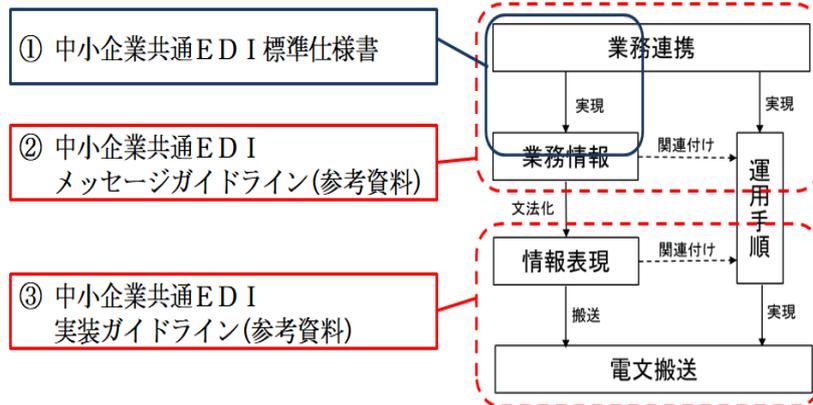


図 1.2. EDI フレームワークにおける中小企業共通 EDI の適用範囲

中小企業共通 EDI 標準（初版）の構成文書の概要を次に示す。

### ① 中小企業共通 EDI 標準仕様書

中小企業共通 EDI 標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、異なる製品事業者（以下、「IT ベンダー」という。）の業務アプリケーション、並びにクラウドサービス（以下、「業務アプリ」という。）間の取引データ交換を保証するための相互連携性仕様を規定している。相互連携性仕様は中小企業への EDI 普及のための仕様として新しく策定された規程である。本仕様書では、EDI フレームワークのうち「業務連携」や「業務情報」の一部について規定しており、相互連携を実現するための情報項目を定めた中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表（付表）が提供されている。

### ② 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン

中小企業共通 EDI メッセージガイドライン（以下、「メッセージガイドライン」という。）は、中小企業共通 EDI のメッセージ仕様、および当該メッセージを利用して中小企業の紙取引をデジタル取引へ置き換える手順の解説を行う参考文書であり、「業務連携」、「業務情報」、「運用手順」について規定している。

メッセージ仕様では国連 CEFAC 標準共通辞書に基づき開発した中小企業共通 EDI メッセージについて記載するとともに、以下の資料を付表として提供している。

中小企業共通 EDI メッセージ辞書・BIE 表（付表 1）、中小企業共通 EDI 標準コード定義表（付表 2）、および中小企業共通 EDI 簡易マッピング表（付表 3）

### ③ 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン

中小企業共通 EDI を構成する中小企業共通 EDI プロバイダー（以下「共通 EDI プ

ロバイダー」という。)、および業務アプリの相互連携を実現するため必要となる「情報表現」や「電文搬送」に係る機能等の実装方法を IT ベンダー企業へ解説する参考文書である。

### 1. 3. 中小企業共通 EDI 標準と業界横断 EDI 仕様との関係

中小企業共通 EDI 標準は、国際取引の世界的な簡素化を行うために手続き、および情報の流れの簡素化、統一化を推進している国際標準である国連 CEFACT 標準に準拠し策定している。国連 CEFACT のわが国の窓口組織は、国連 CEFACT 日本委員会であり国連 CEFACT -EDI 標準については同委員会の傘下にある一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会（以下、「SIPS」という。）が管理している。

SIPS は、国連 CEFACT 標準準拠の業界横断 EDI 仕様、およびここに含まれる EDI メッセージ仕様を一元的に登録管理している<sup>2</sup>。SIPS は EDI メッセージ仕様を業種別のドメインに分割し、ドメインごとの管理組織が策定し登録申請した EDI メッセージ仕様を審査して登録している。

中小企業共通 EDI メッセージ仕様は、SIPS の「中小企業共通 EDI」ドメイン（ドメイン ID : JPSSMED）に所属し策定されている。

## 2. 相互連携性仕様の考え方

### 2. 1. 相互連携性仕様の必要性

これまでの EDI 導入は、発注者と受注者がすでに利用している各社の業務アプリ間で EDI を実現するために、接続要件の合意形成に長期間の協議が必要であり、さらに合意内容を実装するために既存の業務アプリをカスタマイズする必要があった。しかし、これらの EDI 導入に対するシステム投資は高額であり中小企業の取引量では投資対効果に見合わない場合が多く、中小企業の EDI 利用が進まない大きな要因になっていた。

これらの問題の解決策は、業務アプリのカスタマイズや合意形成のための事前協議を無くすことである。中小企業は市販のパッケージ業務アプリやクラウドサービスを利用しており、これらの業務アプリにあらかじめ中小企業共通 EDI 標準による相互連携するための機能が実装されていれば、業務アプリが EDI によるデータ連携をするためのカスタマイズは不要になる。

また、業務アプリで利用できる情報項目がすべて同じであれば事前協議の必要はなくなり、接続先の業務アプリを意識することなく EDI によるデータ交換が可能になる。

しかし、現実には IT ベンダーが商品化している業務アプリは IT ベンダー各社のビジネス戦略により、実装されている情報項目は異なっている。このままの状況では異なる IT ベンダー製の業務アプリ間で EDI データ交換を保証することはできない。

---

<sup>2</sup> 業界横断レジストリ管理システム  
<http://www.caos-a.co.jp/SIPS/itctools/topmenu.html>

中小企業共通 EDI 標準は、異なる IT ベンダー製の業務アプリ間で EDI によるデータ交換ができる相互連携性を重要な要件と位置付けており、これを実現するためには業務アプリに対する情報項目の実装に何らかの規定が必要であることが明らかとなった。

異なる IT ベンダー製の業務アプリ間の相互連携性の考え方を図 2.1. に示す。



図 2.1. 情報項目の実装に違いがある場合のデータ連携 (イメージ)

## 2. 2. 相互連携性仕様の前提条件

### (1) 対象ドメイン

業務アプリは、業種ごとに多様な仕様で開発されており、実装されている情報項目も多様である。そこで、相互連携性は、対応するドメインに属する業務アプリ間で確保することとする。対象ドメインの詳細は「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」を参照されたい。

### (2) 対象取引プロセス

国連 CEFACT 標準に準拠した取引プロセスとする。取引プロセスの詳細は「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」を参照されたい。

### (3) 業務アプリ

業務アプリは、相互連携性仕様を実装した業務アプリとする。当該業務アプリは、相互連携性仕様に規定する業務アプリの必須情報項目のデータ交換を可能としないといけない。

### (4) 共通 EDI プロバイダー

共通 EDI プロバイダーは、相互連携性仕様を実装した中小企業共通 EDI プロバイダーとする。当該プロバイダーは、相互連携性仕様に規定する全ての情報項目のデータ交換を可能としないといけない。

### 3. 相互連携性仕様

#### 3. 1. 対象ドメイン

中小企業ドメインとする。

#### 3. 2. 対象取引プロセス

中小企業取引プロセスにおける注文プロセスを対象とする。

#### 3. 3. 相互連携性仕様の対象情報項目

中小企業共通 EDI メッセージにおける注文メッセージを対象とし、業務アプリの必須実装情報項目ならびに、プロバイダーの必須実装情報項目を規定する。

本仕様書では、注文メッセージの業務アプリに係る必須情報項目を 13 情報項目、プロバイダーに係る必須情報項目を 135 項目と規定する。



図 3.3. メッセージにおける仕様化の範囲

情報項目の詳細は、＜付表＞中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表を参照されたい。

#### 4. 相互連携性仕様の拡張方針

##### 4. 1. 相互連携性仕様の拡張・維持管理方針

相互連携性仕様は、本事業終了後に標準管理団体にて維持管理を行い、必要な手順を経て拡張・改訂していくものとする。

専門部会やパブリックコメントの意見を踏まえ、仕様として追加検討すべき内容の案を「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」、「中小企業共通 EDI 実装ガイドライン」にまとめている。

検討内容の詳細は、「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」、「中小企業共通 EDI 実装ガイドライン」を参照されたい。

# 中小企業共通 EDI 標準 相互連携性情報項目表

<付表> 中小企業共通 EDI 標準 相互連携性情報項目表

※パスの詳細は中小企業共通 EDI 標準メッセージガイドライン/メッセージ辞書・BIE 表<注文メッセージ>を参照

中小企業共通EDI標準 相互連携性仕様						
行番号	ヘッダ/明細	国連CEFACT BIE 辞書ID番号	中小企業共通EDIメッセージ辞書			必須実装情報項目
		パスは省略して記載(※)	項目名	項目定義		
<b>135</b>					<b>13</b>	
1	ヘッダ部	UN01006518	注文書番号	発注者が注文書特定のために付番する管理番号。		□
2	ヘッダ部	UN01006519	注文書名	発注者が注文書に付与した文書名称		
3	ヘッダ部	UN01006520	注文書タイプコード	注文のタイプ(確定/予約/予約済確定など)を管理するために発注者が付番したコード		
4	ヘッダ部	UN01006521	注文書発行日	発注者が注文を行った日付、または注文書の書面上の発行日付。		□
5	ヘッダ部	UN01006524	注文状態区分コード	発注者が注文の状態(新規、変更、取消、打ち切り)を管理するために付番した区分コード		
6	ヘッダ部	UN01006525	注文書改定日	注文書を改訂した日付		
7	ヘッダ部	UN01006528	注文履歴番号	注文書の変更履歴を管理する番号。		
8	ヘッダ部	UN01005558	注文注釈表題	注釈内容の表題を示す。		
9	ヘッダ部	UN01005560	注文注釈内容	注釈表題ごとの内容情報を入力するフリースペース。		
10	ヘッダ部	UN01005757	受注者コード	注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を表す発注者が付与した企業コード。		□
11	ヘッダ部	UN01005758	受注者国際企業コード	注文を受ける企業を表す国際企業コード。		
12	ヘッダ部	UN01005759	受注者名称	注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を表す名称。		□
13	ヘッダ部	UN01005719	受注者部門コード	受注者の受注部門を表すコード		
14	ヘッダ部	UN01005720	受注者担当名	受注者の受注担当者を表す名称		
15	ヘッダ部	UN01005721	受注者部門名	受注者の受注部門を表す名称		
16	ヘッダ部	UN01005860	受注者電話番号	受注者の電話番号。		
17	ヘッダ部	UN01005860	受注者FAX番号	受注者のFAX番号		
18	ヘッダ部	UN01005858	受注者メールアドレス	受注者の電子メールアドレス。		
19	ヘッダ部	UN01005689	受注者郵便番号	受注者の郵便番号。		
20	ヘッダ部	UN01005692	受注者住所	受注者の住所。		
21	ヘッダ部	UN01005757	発注者コード	注文を行う企業/工場・事業所・事業部門等を表す発注者が付与した企業コード。		□
22	ヘッダ部	UN01005758	発注者国際企業コード	注文を行う企業を表す国際企業コード。		
23	ヘッダ部	UN01005759	発注者名称	注文を行う企業/工場・事業所・事業部門等を表す名称。		□
24	ヘッダ部	UN01005719	発注者部門コード	発注者の発注部門を表すコード		
25	ヘッダ部	UN01005720	発注者担当名	発注者の発注担当者の名称		
26	ヘッダ部	UN01005721	発注者部門名	発注者の発注部門を表す名称		
27	ヘッダ部	UN01005860	発注者電話番号	発注者の電話番号。		
28	ヘッダ部	UN01005860	発注者FAX番号	発注者のFAX番号。		
29	ヘッダ部	UN01005858	発注者メールアドレス	発注者の電子メールアドレス。		
30	ヘッダ部	UN01005689	発注者郵便番号	発注者の郵便番号。		
31	ヘッダ部	UN01005692	発注者住所	発注者の住所。		
32	ヘッダ部	UN01005580	(参照) 見積回答書番号	この注文書が参照する見積回答書を特定するために見積回答者が付番した管理番号。		
33	ヘッダ部	UN01005582	(参照) 見積回答書発行日	この注文書が参照する見積回答書に見積回答者が記載した見積回答を行った日付、または見積回答書の書面上の発行日付。		
34	ヘッダ部	UN01005583	(参照) 見積回答状態区分コード	この注文書が参照する見積回答書に見積回答者が見積回答の状態(新規、変更、取消)を管理するために付番した区分コード		
35	ヘッダ部	UN01005588	(参照) 見積回答履歴番号	注文書が参照する見積回答書の変更履歴を管理する番号。		
36	ヘッダ部	UN01006415	(参照) 見積回答書情報	この注文書が参照する見積回答者が見積回答書に付与した情報		

中小企業共通EDI標準 相互連携性仕様						
行番号	ヘッダ/明細	国連CEFACT BIE辞書ID番号 パスは省略して記載(※)	中小企業共通EDIメッセージ辞書			必須実装情報項目
			項目名	項目定義		
37	ヘッダ部	UN01009672	(参照) 見積回答書タイプコード	見積回答のタイプを管理するために見積回答者が附番したコード		
38	ヘッダ部	UN01005757	関係企業コード	商社経由取引などで注文に関係する企業(エンドユーザー、代理店など)を示すコード		
39	ヘッダ部	UN01005759	関係企業名	商社経由取引などで注文に関係する企業(エンドユーザー、代理店など)の名称		
40	ヘッダ部	UN01005719	関係企業部門コード	関係企業の担当部門コード		
41	ヘッダ部	UN01005720	関係企業担当者名	関係企業の担当者の氏名		
42	ヘッダ部	UN01005721	関係企業部門名	関係企業の担当部門名		
43	ヘッダ部	UN01006744	関係企業役割区分コード	関係企業の役割(エンドユーザー、代理店、請求先など)を特定する区分コード		
44	ヘッダ部	UN01000372	プロジェクト番号	発注品に関するプロジェクト・工事件等を管理するための番号。		
45	ヘッダ部	UN01000374	プロジェクト名	発注品に関するプロジェクト・工事件等の名称。		
46	ヘッダ部	UN01011494	検収条件タイプコード	プロジェクト・工事件の検収条件(工事完成基準、工事進行基準)を区分するコード		
47	ヘッダ部	UN01011495	検収条件	プロジェクト・工事件の検収条件を示す文言		
48	ヘッダ部	UN01001904	着工日	プロジェクトの着工日		
49	ヘッダ部	UN01001905	竣工日	プロジェクトの竣工日		
50	ヘッダ部	UN01005757	納入先コード	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード		
51	ヘッダ部	UN01005758	納入先国際企業コード	納入先企業を表す国際企業コード。		
52	ヘッダ部	UN01005759	納入先名称	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等の名称		
53	ヘッダ部	UN01005719	納入先部門コード	納入先の担当部門コード		
54	ヘッダ部	UN01005720	納入先担当者名	納入先の担当者の氏名		
55	ヘッダ部	UN01005721	納入先部門名	納入先の担当部門名		
56	ヘッダ部	UN01005725	納入先担当者コード	納入先の担当者コード		
57	ヘッダ部	UN01005860	納入先電話番号	納入先の電話番号		
58	ヘッダ部	UN01005689	納入先郵便番号	納入先の郵便番号		
59	ヘッダ部	UN01005692	納入先住所	納入先の住所		
60	ヘッダ部	UN01005757	出荷元コード	出荷元の企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード		
61	ヘッダ部	UN01005759	出荷元名称	出荷元の企業/工場・事業所・事業部門等の名称		
62	ヘッダ部	UN01005627	作業番号	作業を識別するために付与した番号		
63	ヘッダ部	UN01005628	代表納期	プロジェクトなどの代表納期		
64	ヘッダ部	UN01005629	配送区分コード	発注品の配送条件(直送など)を識別するコード		
65	ヘッダ部	UN01005630	配送条件	配送区分の内容の説明文		
66	ヘッダ部	UN01006574	通貨コード	通貨の種類を示すコード。		
67	ヘッダ部	UN01005834	消費税区分コード	発注金額に消費税を含めるか、含めないかを表すコード。		
68	ヘッダ部	UN01005783	支払条件	商取引上の支払方法等の支払い条件に関して発注者が提示する文言。		
69	ヘッダ部	UN01005786	支払方法	商取引上の支払方法を識別するための識別子		
70	ヘッダ部	UN01006595	注文合計金額	発注明細金額(税抜き)の合計金額。		
71	ヘッダ部	UN01006599	合計税額	発注明細消費税額の合計金額。		
72	ヘッダ部	UN01006601	税込み注文合計金額	税込み明細発注金額の合計金額。		
73	明細部	UN01006603	注文明細行番号	複数明細発注の行番号。明細発注を特定するためには注文番号との複合キーで特定する。		□
74	明細部	UN01006605	注文明細状態区分コード	発注者が注文明細の状態(新規、変更、取消、打ち切り)を管理するために付番した区分コード		
75	明細部	UN01011490	注文明細番号	複数明細発注の場合に明細ごとの発注を特定するために付与した番号。		
76	明細部	UN01005558	注文明細注釈表題	明細注釈内容の表題を示す。		
77	明細部	UN01005560	注文明細注釈内容	明細注釈表題ごとの内容情報を入力するフリースペース。		
78	明細部	UN01009672	注文明細タイプ区分コード	注文書明細の注文タイプ(一般品、特注品など)を管理するために発注者が附番したコード		
79	明細部	UN01005580	(参照) 見積回答明細番号	複数明細発注の場合に明細ごとの発注を特定するために発注者が付与した明細番号。		

中小企業共通EDI標準 相互連携性仕様						
行番号	ヘッダ/明細	国連CEFACT BIE 辞書ID番号	中小企業共通EDIメッセージ辞書			必須実装情報項目
		パスは省略して記載(※)	項目名	項目定義		
80	明細部	UN01005583	(参照)見積回答明細状態区分コード	この注文書が参照する見積回答書明細に見積回答者が見積明細明細の状態(新規、変更、取消、打ち切り)を管理するために付番した区分コード		
81	明細部	UN01006415	(参照)見積回答明細参照情報	この注文書が参照する見積回答書明細に見積回答者が付与した参照情報		
82	明細部	UN01005580	エンドユーザー注文番号	商社経由取引などで最終得意先が注文明細に付与した注文番号		
83	明細部	UN01005586	受注タイプ区分コード	発注者の得意先からの受注タイプ(単品受注、PJ受注など)を識別するために付与するタイプコード		
84	明細部	UN01005791	単価区分コード	単価の種類(確定、仮)を示す区分コード		
85	明細部	UN01005792	注文単価	発注者が提示した明細発注品の1単位あたりの取引単価(税抜き)。		<input type="checkbox"/>
86	明細部	UN01005749	納入条件	納入条件についての説明		
87	明細部	UN01006632	注文数量	発注者が提示した明細発注品の数量。		<input type="checkbox"/>
88	明細部		数量単位名	注文数量の単位名称		<input type="checkbox"/>
89	明細部	UN01011492	入り数	1パッケージ当たりの数量。「入り数」が示された場合、1回の納入当たりのバラ数量や1発注当たりのバラ数量は当数量の整数倍になることを示す。		
90	明細部	UN01005757	明細納入先コード	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード		
91	明細部	UN01005758	明細納入先国際企業コード	納入先企業を表す国際企業コード。		
92	明細部	UN01005759	明細納入先名称	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等の名称		
93	明細部	UN01005720	明細納入先担当者	明細納入先の担当者名		
94	明細部	UN01005721	明細納入先部門名	明細納入先の部門名		
95	明細部	UN01005860	明細納入先電話番号	納入先の電話番号		
96	明細部	UN01005860	明細納入先FAX番号	納入先のFAX番号。		
97	明細部	UN01005860	明細納入先電子メールアドレス	納入先の電子メールアドレス		
98	明細部	UN01005689	明細納入先郵便番号	納入先の郵便番号		
99	明細部	UN01005692	明細納入先住所	納入先の住所		
100	明細部	UN01005467	納入指示区分コード	納入指示(納期必着)を示す区分コード		
101	明細部	UN01005628	要求納入日	発注者から受注者に提示した、明細発注品の納入期日、または納入希望日。		<input type="checkbox"/>
102	明細部	UN01011493	要求納入時間	発注者から受注者に提示した、明細発注品の納入希望時間。		
103	明細部	UN01005513	納入場所コード	納入場所または受渡場所を示すコード。		
104	明細部	UN01005514	納入場所名称	納入場所または受渡場所の名称。		
105	明細部	UN01005834	明細税区分コード	明細発注品の課税、非課税を識別するコード。		
106	明細部	UN01005836	消費税率	明細発注品の消費税率。		<input type="checkbox"/>
107	明細部	UN01006657	注文明細金額	注文明細の注文金額(税抜き)。(単価×数量)		
108	明細部	UN01011495	注文明細消費税額	税額の合計。		
109	明細部	UN01011496	税込み注文明細金額	注文明細の注文金額(税込み)。(単価×数量+消費税額)		
110	明細部	UN01005811	グローバル品名コード	受注者が付与したGTIN、JANコード		
111	明細部	UN01005812	受注者品名コード	受注者が品名を特定するために付与したコード		
112	明細部	UN01005813	発注者品名コード	発注者が発注品の品名を特定するために付与したコード		
113	明細部	UN01005814	メーカー品名コード	商品を特定するために製品メーカーが付与したコード		
114	明細部	UN01005815	品名	発注品の品名。		
115	明細部	UN01005817	品目摘要	この取引品目を文字で説明したもの		<input type="checkbox"/>
116	明細部	UN01005818	製品タイプコード	ドメイン(業種別、企業別)の製品特性クラスの固有セットを識別するために付与する識別コード		
117	明細部	UN01008532	機種	このCI取引製品の完成品の種別を特定するコード、名称		
118	明細部	UN01005570	製品特性説明文	この製品特性(材質、規格、寸法、形状など)を文字で説明したもの。		
119	明細部	UN01008297	製品特性区分コード	この製品特性の内容を特定するためにドメインが付与する区分コード		
120	明細部	UN01005799	製品個体識別番号	発注者が附番する製品個体識別番号		
121	明細部	UN01005800	ロット番号	発注者、または受注者が付番する製造ロット番号		

中小企業共通EDI標準 相互連携仕様					
行番号	ヘッダ/明細	国連CEFACT BIE辞書ID番号 パスは省略して記載(※)	中小企業共通EDIメッセージ辞書		必須実装情報項目
			項目名	項目定義	
122	明細部	UN01006415	品質・検査説明文。	品質・検査に関する説明	
123	明細部	UN01005757	指定メーカーコード	発注品の製造者を特定するために付与したコード	
124	明細部	UN01005759	指定メーカー名	発注品の製造者の名称	
125	明細部	UN01005580	参照文書番号	発注者が受注者に提示する図面・仕様書等の参照文書管理番号。	
126	明細部	UN01005588	版数	図面・仕様書等の作成・変更回数を表す。品名・品名コードと共に製品の内容を特定する。	
127	明細部	UN01005589	参照文書ファイル名	参照文書のファイル名称、参照URL等を示す。	
128	明細部	UN01006415	参照文書情報	参照文書に関する情報	
129	明細部	UN01005580	(参照)支給書番号	この注文製品に使用する支給品の内容を参照する支給伝票番号。	
130	明細部	UN01009672	(参照)支給タイプ区分コード	この注文製品に使用する支給品の有無、無償、有償を示すコード	
131	明細部	UN01006791	梱包単位個数	梱包単位の数量	
132	明細部		梱包単位名	梱包単位の名称	
133	明細部	UN01006793	荷姿コード	納入品のパッケージの梱包方法を示すコード。	
134	明細部	JPS1700054	製番	製品の生産を指示する番号	
135	明細部	JPS1700057	工程名	生産工程の名称	